

## 福祉車輛の利用についての注意事項

東浦町社会福祉協議会（電話 0562-84-3741）

### 1. 利用方法について

- ①貸出を希望する方は、事前に車輛の空き状況を確認後、福祉車輛貸出申請書を提出してください。（仮予約の受付は利用日の2ヶ月前、申請書の受付は利用日の1ヶ月前の1日から開始します。）
- ②申請書へ記入したコース以外への立ち寄りはありません。
- ③申請内容に変更があった場合は、すみやかにご連絡ください。
- ④ご予約の車輛に不測の事態が生じた場合は、福祉車輛貸出決定通知書の通知後であっても貸出をお断りすることもありますのでご了承ください。
- ⑤福祉車輛をはじめて利用する場合は、事前に利用方法並びに操作の指導を受けてください。
- ⑥運行中は交通法令を厳守し、安全運転を徹底してください。又、事故、車輛の損傷又は故障があったときは、すみやかにご報告ください。
- ⑦返却の際は、福祉車輛貸出報告書の記入と、裏面のチェックシートにそって車輛の点検を行ってください。
- ⑧貸出日が土日祝日の場合は、原則的に金曜日又はその前日に必要書類並びに鍵を受け取ってください。
- ⑨車輛にある運行記録ファイルにも走行距離を記入してください。
- ⑩返却日が土日祝日の場合は、封筒に鍵、報告書を入れ、車のダッシュボードに入れてインロックで施錠してください。
- ⑪福祉車輛の貸出を受けた方は、最善の注意をもって管理してください。又、目的外の利用、譲渡、交換、貸与は認められません。
- ⑫土日祝日及び事故等の緊急時の対応について、車のダッシュボード内に表示の「緊急連絡先」にご連絡をお願いします。

### 2. 利用者負担について

- ①報告書の走行距離に応じ、燃料相当額として1単位（走行距離10km まで）当たり100円を返却時に、現金または福祉車輛利用チケットにて、支払をお願いします。  
【例】10kmまで 1単位 100円  
10kmを越え、20kmまで 2単位 200円（以下同様）
- ②有料道路通行料、駐車場使用料その他運行中に必要となる費用は、利用者負担となります。利用時に現金にて利用者がお支払いください。
- ③利用中の事故等に伴う損害賠償、修理の費用は利用者の負担となります。なお、運転をボランティアに依頼していた場合も利用者負担となります。

### 3. 運転ボランティアについて

- ①運転ボランティアを希望する方は、利用日の10日前までに東浦町総合ボランティアセンター（電話 0562-51-7697）へボランティア依頼書及び情報カードを提出してください。また、ボランティアが見つからなかった場合はお断りすることもありますのでご了承ください。
- ②運転ボランティアを希望する方は、福祉車輛利用中の傷害を補償するため、移送サービス保険の加入と保険料負担があります。
- ③運転ボランティアは、ガイドヘルプ以外の介助を行いません。貸出し中の車いす使用者の安全確保及び介助は、利用者の責任で行ってください。
- ④運転ボランティアへの心遣いはご遠慮ください。